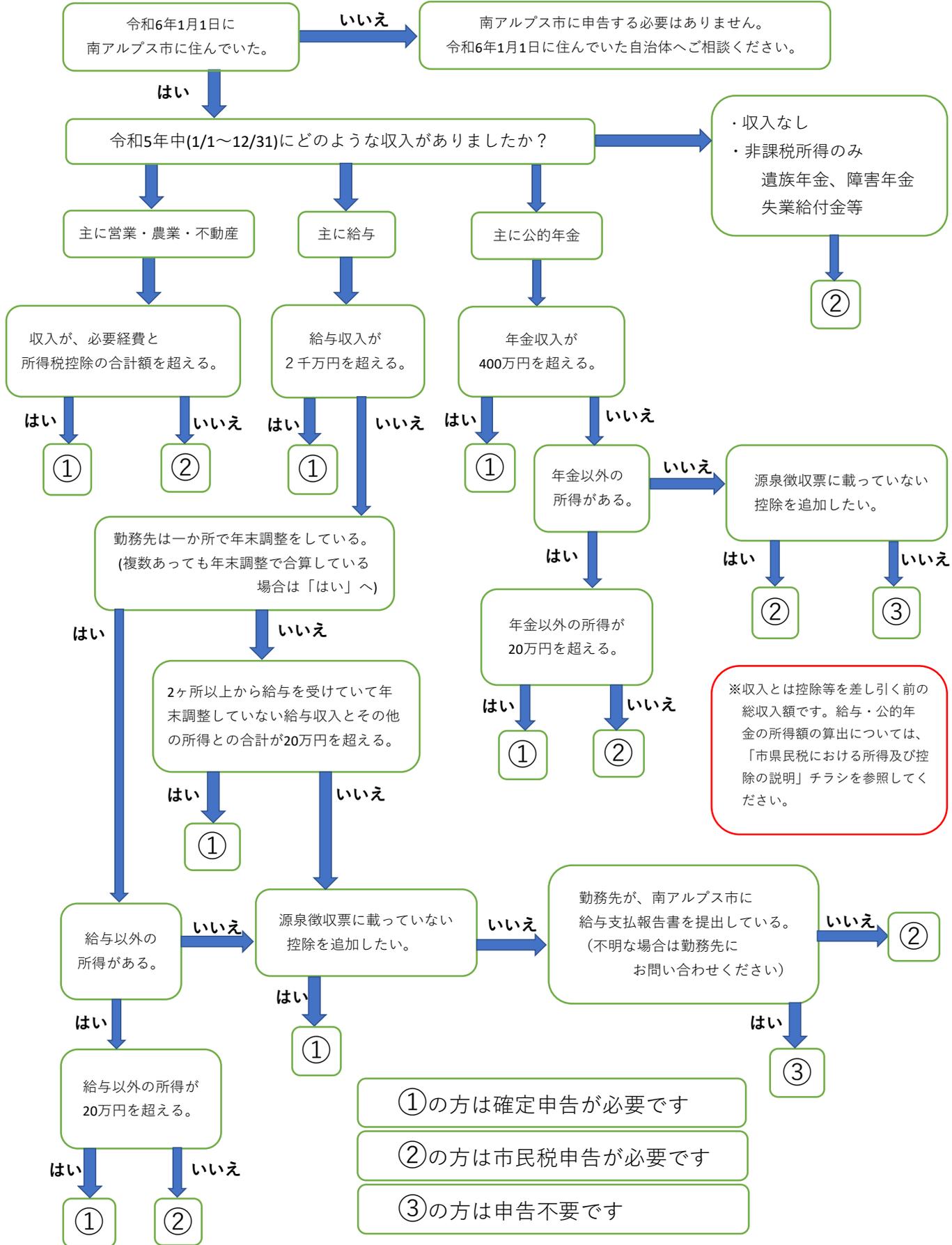


所得税・市県民税フローチャート
申告が必要かどうかの判断にご利用ください

※所得税の還付を受けたい場合は、チャートの結果に関わらず税務署への確定申告が必要です。

スタート



※収入とは控除等を差し引く前の総収入額です。給与・公的年金の所得額の算出については、「市県民税における所得及び控除の説明」チラシを参照してください。

- ①の方は確定申告が必要です
- ②の方は市民税申告が必要です
- ③の方は申告不要です

○このフローチャートは一般的な収入の申告について記載しています。
このフローチャートに当てはまらない種類の収入がある場合、特例の適用を受ける場合、分離課税の収入がある場合、税額の控除を申告する場合などについては、税務課市民税担当までお問い合わせください。